令和８年（フ）第２１７号
長崎県長崎市椎の木町19番13号　サザンテラス椎の木206号、旧住所長崎県長崎市椎の木町20番22号　山川アパート101
債務者　前田　正樹
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３１号
長崎県島原市大下町丙1495番地46　仁田住宅Ｅ棟10号
債務者　日向　昭子
1　決定年月日時　令和８年７月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

令和８年（フ）第２９１号
鹿児島県西之表市安城2620番地５
債務者　青山　沙香
1　決定年月日時　令和８年７月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３０２号
鹿児島市真砂町11番１号サンパテーク鴨池橋203、住民票上の住所鹿児島市下伊敷１丁目15番11―15号
債務者　小島　由佳
1　決定年月日時　令和８年７月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３１３号
鹿児島県出水市上知識町989番地レーベンハイツＡ棟102号
債務者　富田　麗華
1　決定年月日時　令和８年７月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４６号
北海道余市郡余市町黒川町16丁目28番地２
債務者　中島　篤史
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
札幌地方裁判所小樽支部

令和８年（フ）第１００号
北海道苫小牧市木場町３丁目４番17号　シャルムフレール206号
債務者　高橋　直彦
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第１０４号
北海道苫小牧市豊川町１丁目７番48号　メゾンM203号
債務者　鈴木　正寿
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第７２３号
仙台市宮城野区福室４丁目10番20号　満月荘Ｃ棟106
債務者　栗山　拓也
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第７８７号
仙台市青葉区北山３丁目４番１―506号
債務者　阿部　孝一
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１３８号
福島県伊達郡川俣町字根本２番地の２
債務者　齋藤　喜和
1　決定年月日時　令和８年７月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
福島地方裁判所

令和８年（フ）第１３３号
福島県いわき市泉町本谷字八合７番地の１
県営住宅１―210
債務者　渡辺　綾香
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第１３４号
福島県いわき市泉町本谷字八合７番地の１
県営住宅１―210
債務者　渡辺　郁哉
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第１９３号
茨城県石岡市旭台二丁目９番20号　シャルマンドミールＢ103
債務者　プライムメンテナンスこと郡司　充
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第２０５号
茨城県つくば市天久保１丁目７番地６　パティオＡＭＡＫＵＢＯ　Ａ棟202号
債務者　中城　麗奈
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第１１６号
富山市八尾町福島10番地　救護施設八尾園、住民票上の住所富山県砺波市深江一丁目227番地２　メゾン・エルピスＡ101号室
債務者　松澤　修司
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
富山地方裁判所高岡支部